

会議の公開等について

1 会議の公開について

- ・ 本市における他の審議会、検討委員会等については、特段の事情がない限り公開していることから、当会議についても、これに準じ、原則として公開するものとします。
- ・ ただし、会議の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

2 会議録について

- ・ 資料 1—2～資料 1—4 参照

参考 非公開とすることについて協議を行う場合の目安

- ・ 特定個人の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合
- ・ 公開しないとの条件で任意に提供された資料等がある場合 等

会議録の作成方法等について

令和5年4月1日から運用開始された米沢市会議録の作成に関する指針（以下、指針という）に基づき当会議における会議録の作成方法等について定めるものです。

1 会議録の作成方法（指針第4条）

- ・当会議で作成する会議録は要点筆記とします。（指針第2条第2号の会議）
- ・会議録作成のため、会議を録音します。
- ・録音した音声データの文字おこしは行いません。
- ・基礎資料（音声データ）は会議録の決裁後に保存不要のものとして廃棄します。

2 会議録の作成手順（指針第6条）

- ・当会議の会議録は、次の手順で作成及び承認手続を行います。

(1) 要点筆記(原案)の作成 【事務局】

↓ 原案を送付

(2) 要点筆記(原案)の確認及び承認 【委員】

↓ 訂正等の連絡（連絡がない場合は承認されたものとして扱います）

(3) 要点筆記(確定版)の起案・決裁 【事務局】

↓

(4) 要点筆記(確定版)の送付及び基礎資料（音声データ）の廃棄 【事務局】

3 会議録の記載事項（指針第5条）

指針に基づき会議録の記載を行います。※別紙様式参考

要点筆記の例です。会議録の作成方法により記載します。
会議録【全文筆記】、会議要旨

会議録【要点筆記】

会議名称	第〇回 米沢市〇〇〇〇審議会															
開催日時	令和〇年〇月〇日 午前〇時〇分～午前〇時〇分															
開催場所	米沢市役所 〇階 〇〇会議室															
出席者	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>(委員等氏名)</td> <td>(所属団体等)</td> </tr> <tr> <td>会長</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>(〇〇〇大学〇〇部教授)</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>(〇〇〇協議会会長)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>(〇〇〇会)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>(公募委員)</td> </tr> </table>		(委員等氏名)	(所属団体等)	会長	〇〇〇〇	(〇〇〇大学〇〇部教授)	副会長	〇〇〇〇	(〇〇〇協議会会長)	委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)	委員	〇〇〇〇	(公募委員)
	(委員等氏名)	(所属団体等)														
会長	〇〇〇〇	(〇〇〇大学〇〇部教授)														
副会長	〇〇〇〇	(〇〇〇協議会会長)														
委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)														
委員	〇〇〇〇	(公募委員)														
欠席者	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>(委員等氏名)</td> <td>(所属団体等)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>(〇〇〇会)</td> </tr> </table>		(委員等氏名)	(所属団体等)	委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)									
	(委員等氏名)	(所属団体等)														
委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)														
事務局出席者	〇〇部長、〇〇課長、〇〇課長補佐、〇〇課主任 (〇〇担当) ※原則として、職名を記載すること。															
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員紹介・事務局職員紹介 4 正副会長選任 5 会議の公開又は非公開 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)〇〇〇の調査報告及び〇〇計画(案)について (2)〇〇〇事業の状況について 7 その他 8 閉会 															
会議資料	次第 委員名簿 資料1「〇〇〇調査報告書及び〇〇計画(案)」 資料2「〇〇〇事業の状況」															
会議内容																
<p>【1～3 省略】 ※必要に応じて記載します。</p> <p>【4 正副会長選任】 米沢市〇〇〇条例第〇条第〇項の規定により、正副会長を委員が互選。会長に〇〇〇〇委員、副会長に〇〇〇〇委員が選任された。</p> <p>【5 会議の公開又は非公開】 公開 ※非公開とした場合は、その理由を記載します。</p> <p style="margin-left: 2em;">〔例：米沢市情報公開条例第7条第〇号に規定する不開示情報に関する審議のため公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないため〕</p>																

米沢市会議録の作成に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、会議録を適切に作成し、会議内容を明らかにすることにより、市政運営の透明性を向上させることを目的とする。

(対象となる会議)

第2条 この指針の対象となる会議は、次に掲げるとおりとする。ただし、市議会又は市長以外の執行機関の会議録については、法令等又はそれぞれの機関等の定めるところによる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関の会議
- (2) 市の規則、規程又は要綱等により設置された組織の会議であり、市職員以外の構成員を含む会議
- (3) 前2号に掲げる会議以外で、会議を所管する部課等の長が対象となると認めた会議

(会議録の作成)

第3条 この指針の対象となる会議は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録の作成方法)

第4条 会議録は、次に掲げるいずれかの方法に従って作成するものとする。

- (1) 会議録（全文筆記）
 - (2) 会議録（要点筆記）
 - (3) 会議要旨
- 2 会議録の作成方法については、会議の種類や重要度に応じて適切な方法を選択し、適正な会議録の作成に努めなければならない。
- 3 前項の選択に当たっては、おおむね次の表を参考とし、あらかじめ会議に諮って、その方法を決定するものとする。

会議の種類	会議録の作成方法
第2条第1号及び第2号の会議	会議録（全文筆記）又は会議録（要点筆記）
第2条第3号の会議	会議録（要点筆記）又は会議要旨

(会議録の記載事項)

第5条 会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催年月日、開始時刻及び終了時刻
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の役職及び氏名
- (5) 会議の公開又は非公開
- (6) 会議内容
- (7) 会議資料
- (8) その他必要な事項

(会議録の作成手順及び保存)

第6条 会議録の作成は、原則として次の手順に従って行うものとする。

- (1) 原案の作成、所管課長等の確認
- (2) 出席者による承認手続
- (3) 所管課長等の決裁

2 前項第2号に規定する出席者による承認手続は、次の表に掲げるいずれかの方法で行うものとし、あらかじめ会議に諮って、その方法を決定するものとする。ただし、市職員のみのものでない会議において出席者による承認手続が必要でないと思えたときは、この手続を省略することができる。

承認手続	
会議録の承認	会議録への署名等
出席者全員に会議録案を送付し、一定の確認期間を設けたうえで、次回の会議において承認を得る又は別の方法により承認を得る。	出席者全員の署名又は会議の長及びあらかじめ指名する出席者の署名
	出席者全員又は会議の長及びあらかじめ指名する出席者の回答文書
	上記に準じる方法として会議が認めるもの

3 会議録については、米沢市文書管理規程（平成2年米沢市訓令第16号）で規定する保存期間が満了するまでこれを保管及び保存するものとする。

4 会議録の基礎資料である音声データ等は、米沢市文書管理規程に則り取り扱うものとする。
(会議録の公表)

第7条 公開した会議の会議録は、決裁後速やかに、米沢市情報公開条例（平成24年米沢市条例第30号）第7条各号に規定する不開示情報に該当する記載事項を除き、所管する課等で閲覧に供するよう努めるとともに、広く周知が必

要なものは市のホームページに掲載し公表するよう努めるものとする。ただし、当該会議録の公表等について、法令若しくは条例で別段の定めがあるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年4月1日以降の会議から適用する。

《役員を選任について》

規約第 6 条に基づき、会長を米沢市副市長とし、副会長 1 名と監事 2 名を互選する。

役 職	所属職名等	氏 名
副会長		
監 事		
監 事		

令和 5 年度米沢市地域公共交通活性化協議会
事業報告

1 協議会の開催

	実施日	内容
第 1 回	6/26 (月)	<p>議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の選任について ・ 事業報告について ・ 収支決算について ・ 令和 5 年度事業計画 (案) について ・ 令和 5 年度収支予算 (案) について ・ 市街地循環路線の見直しについて ・ 報告 <p>(1) 基本目標の達成状況について</p>
第 2 回	11/2 (木)	<p>議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 学園都市線の運行経路とダイヤについて ・ 万世線の八幡原工業団地経由ルート追加について ・ 南原地区及び三沢地区乗合タクシー運行について ・ 山交バス白布線、小野川線の統合について ・ 上杉城史苑駐車場へのバスの乗り入れについて ・ 公共交通見直しの周知方法について ・ 市街地循環路線 (右回り・左回り) 見直しについて ・ 報告 <p>(1) 市立病院新設に伴うバス停の移動等について</p>
第 3 回	3/15 (金)	<p>議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告 <p>(1) 米沢市地域公共交通計画進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議 <p>(1) 令和 6 年度以降の事業内容について</p> <p>(2) ワーキング委員会の開催について</p>

2 協議会事業の実施

重点事業番号	事業	内容
1-1-①	市街地循環路線の再編見直し (右回り・左回り)	<ul style="list-style-type: none"> ・米沢駅東口からの発着 ・市立病院・三友堂病院の開院に伴うルートの変更
1-1-①	市街地循環路線の再編見直し (南回り)	<ul style="list-style-type: none"> ・学園都市線の運行開始に向けた協議 (R6.4.1 より運行開始)
1-1-②	米沢駅の誘導サイン等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等設置
2-1-①	郊外部の路線バスの再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・白布小野川線の運行開始に向けた協議 (R6.4.1 より運行開始)
2-1-②	運行方法・交通モード等の見直し	<p>六郷地区</p> <ul style="list-style-type: none"> R5.4.1 乗合タクシー実証運行開始 R5.12.1 乗合タクシーダイヤ改正 <p>山上地区 (板谷)</p> <ul style="list-style-type: none"> R5.9.1 乗合タクシーダイヤ改正 <p>南原地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通見直しに向けた地区との協議 ・地区住民需要調査 ・乗合タクシー乗り方説明会 <p>(R6.4.1 より乗合タクシー実証運行開始)</p> <p>三沢地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通見直しに向けた地区との協議 ・地区住民需要調査 ・乗合タクシー乗り方説明会 <p>(R6.4.1 より乗合タクシー実証運行開始)</p>
3-1-①	鉄道との接続性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学園都市線及び白布小野川線において米沢駅での鉄道との接続に配慮したダイヤを設定
3-1-②	維持・管理に要する財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請

重点事業番号	事業	内容
3-1-③	奥羽新幹線の整備と米沢-福島間トンネル整備の早期実現	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線を活用した生鮮などの輸送及び販売 ・東京駅、品川駅での広告掲載 ・国及び東日本旅客鉄道(株)への要望活動
4-1-②	バス待ち環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・上杉神社前バス停の統合 (R6. 4. 1 より供用開始) ・バス停上屋設置に向けた占用申請のための通行量調査実施 ・バス停見守り隊事業開始に向けた取組 (R6. 4. 1 より事業開始)
4-1-④	総合的な公共交通マップ・時刻表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・バス利用啓発パンフレット作成
5-1-①	ICカードの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカード普及活動 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市役所での販売 ASK での販売検討 (R6. 4. 1 から販売開始) (2) NCV 学生チャンネルでの宣伝
5-1-③	地域主体の交通サービスの導入等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・米沢市内の街中におけるタクシー需要調査
5-1-④	企業や免許返納者に対する利用促進策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・万世線経路追加に向けて八幡原企業協議会との協議 (R6. 4. 1 から経路追加)

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

協議会事業の実施にあたり、「福島大学/前橋工科大学 吉田樹」氏を招聘し、協議会事業実施全般に係るコーディネーターや助言をいただいた。

資料 4

令和5年度米沢市地域公共交通活性化協議会
収支決算

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	834,000	834,000	0	米沢市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	554,174	554,174	0	令和4年度から繰越
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	826	14,008	13,182	ICカード売上、預金利子等
歳入合計			1,389,000	1,402,182	13,182	

歳出

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	358,000	137,870	△ 220,130	委員謝礼等
	2 事務費	1 事務費	105,000	29,040	△ 75,960	振込手数料、消耗品費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	926,000	1,121,404	195,404	アドバイザー報酬、バス路線見直しチラシ作成配布にかかる経費等
歳出合計			1,389,000	1,288,314	△ 100,686	

歳入決算額 1,402,182

歳出決算額 1,288,314

差引 113,868 は令和6年度に繰越し

監査報告書

令和5年度米沢市地域公共交通活性化協議会収支決算について、関係帳票類など監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和6年5月22日

監事 渡辺博幸

令和6年5月22日

監事 金子明夫

※原本には、自署・押印をいただいております。
個人情報保護の観点から、監査報告書には記載しておりませんので御了承ください。

令和 6 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

米沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、米沢市地域公共交通計画（以下「計画」という。）に位置付けられた以下の事業を実施するとともに、事業実施に関する協議を行う。

1 計画の推進

計画において定めた各プロジェクトの重点事業を実施する

○市街地の魅力向上プロジェクト（重点事業 1）

(1) 市街地循環路線の再編・見直し

循環右回り・左回りバス路線の再編に向けて、利用しやすいダイヤ、経路及び路線名称等の見直しを検討する。

学園都市線の利用状況及び利用者からの意見を参考に、ダイヤ及び経路の見直しを検討する。

(2) 米沢駅の誘導サイン等の改善

バス停周辺の誘導サイン等の設置を行う。

(3) ナセ B A の交通拠点としての機能強化

ナセ B A 周辺的一方通行解除等に合わせて、バス経路の見直しを検討する。

○市街地へのアクセス性確保プロジェクト（重点事業 2）

(1) 郊外部の路線バスの再編・見直し

再編に向けての検討を行う。

(2) 運行方法・交通モード等の見直し

令和 5 年度に引き続き、各地区との協議及び需要調査を行う。

○広域連携強化プロジェクト（重点事業 3）

(1) 鉄道との接続性向上

循環右回り・左回り路線のパターンダイヤ化等見直しに合わせて再編を検討する。

(2) 奥羽新幹線の整備と米沢-福島間トンネル整備の早期実現

米沢-福島間におけるトンネル整備の早期実現に向けた政府への要望活動及び利用促進の取組を行う。

○利用しやすさ・わかりやすさ改善プロジェクト（重点事業 4）

(1) 運賃制度の見直し

現状の運賃制度の見直し等について検討する。

(2) バス待ち環境の改善

バス停見守り隊事業の周知及び募集。

イオン前及び山大工学部前バス停上屋の設置。

(3) 運行情報の公表・更新

ダイヤ等の改正に合わせ、データの更新を行う。

(4) 総合的な公共交通マップ・時刻表の作成

バス路線見直しに合わせたバスマップの内容検討。

○公共交通の基盤固めプロジェクト（重点事業5）

(1) ICカードの活用

普及促進活動とデータの活用を行う。

市役所でのICカード販売を行う。

ASKでのICカード販売を行う。

(2) バスの乗り方教室の実施

バス利用啓発パンフレットを活用したバスの乗り方教室実施の周知を行う。

(3) 地域主体の交通サービスの導入等の支援

街中での定額タクシー運行等、市内の新たな交通モード導入について検討を進める。

地域との意見交換を行う。

2 協議会及びワーキング委員会の開催

協議会では、計画の実施等に関し必要な協議を行う。

ワーキング委員会では、市内各交通事業者で部会を構成し、街中での定額タクシー運行等、市内の新たな交通モードの導入についてより具体的な協議を行う。

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

アドバイザーを招聘し、各種事業の実施に係る助言をもらう。

地域との意見交換の際、各地域の異なる公共交通事情も踏まえた説明をしていただく。

資料 6

令和6年度米沢市地域公共交通活性化協議会
収支予算（案）

歳入

（単位：円）

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	834,000	△ 834,000	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	113,868	554,174	△ 440,306	令和5年度から繰越
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	132	826	△ 694	預金利子等
歳入合計			114,000	1,389,000	△ 1,275,000	

歳出

（単位：円）

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	358,000	△ 358,000	
	2 事務費	1 事務費	14,000	105,000	△ 91,000	消耗品費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	100,000	926,000	△ 826,000	ICカード購入
3 予備費	1 予備費	1 予備費				
歳出合計			114,000	1,389,000	△ 1,275,000	

・主な改正点

- （1）活性化協議会が直接実施する事業及び事務的経費のみ活性化協議会予算へ計上する。
- （2）委員報酬及び公共交通アドバイザー報酬は、令和6年度から米沢市の予算から直接支払うこととする。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標1：市街地における公共交通の利便性の向上

指標・数値目標「公的資金の投入額」

計画策定時

90,419千円/年
(2020年)

今回の評価

93,120千円/年
(2023年)

目標値

82,405千円/年
(2026年)

<達成状況・分析>

- ・2020年と比較し2,701千円負担額が増えている。
- ・歳入額で比較するとフィーダー補助金と市民バス(循環)、南回り線の運賃収入が大きく増えており、これはコロナ禍からの利用回復及びICカード導入による利用者増が影響していると考えられる。一方で南回り以外の山交バス路線は歳入が減少している。
- ・歳出額で比較すると乗合タクシーの負担金が大きく増えており、これは乗合タクシー運行エリアの追加によるものと考えられる。

<評価・次年度に向けての課題や取組>

- ・市内循環バス路線の見直しにより、利用促進を図る。
- ・引き続き交通系ICカードの普及に務める。
- ・各種補助金を活用する。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標1：市街地における公共交通の利便性の向上

指標・数値目標「通学定期券の年間発行枚数（循環バス）」

計画策定時

60枚/年
(2020年)

今回の評価

73枚/年
(2023年)

目標値

70枚/年
(2026年)

販売場所		2020年	2022年	2023年
循環バス	市役所	5	11	8
	ASK	31	48	35
	ナセBA	2	4	1
	山大	7	12	18
	西部	0	0	0
南回り	山交	15	27	11
計		60	102	73

<達成状況・分析>

- ・計画策定時と比較し12枚発行枚数が増えており、目標値を達成している。
- ・2022年と比較し減少しているが、循環バスの定期券がICカード対応していないため、ICカード所有者が紙の定期券を購入をしていないことが原因と想定される。

<評価・次年度に向けての課題や取組>

- ・2024年4月から南回り線を学生需要等を反映させ新たに学園都市線として運行を開始しているため、利用状況等を踏まえより利用しやすい路線への見直しを図ることで引き続き目標値を上回る発行枚数を維持する。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標1:市街地における公共交通の利便性の向上

指標・数値目標「市街地循環バスの年間利用者数」

計画策定時

86千人/年
(2020年)

今回の評価

125千人/年
(2023年)

目標値

101千人/年
(2026年)

路線名		2020年	2023年	比較
市民バス	右回り	34,097	51,340	17,243
	左回り	31,580	44,960	13,380
山交バス	南回り	20,432	29,127	8,695
合計		86,109	125,427	39,318

<達成状況・分析>

・2020年と比較し約39千人増加しており、目標値を達成している。

・コロナ禍からの利用回復及び一昨年度行った学生へのICカード配布が要因と考える。

<評価・次年度に向けての課題や取組>

・バス待ち環境の改善や利用しやすいダイヤやルートの見直しを図ることで引き続き目標値を上回る利用者数を維持する。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標2:市内各地域における公共交通の利便性の維持・向上

指標・数値目標「公共交通の年間利用者数」

計画策定時

211千人/年
(2020年)

今回の評価

232千人/年
(2023年)

目標値

245千人/年
(2026年)

路線名		2020年	2023年	比較
山交バス	南回り除く	97,583	77,616	-19,967
市民バス	万世線	19,260	20,603	1,343
	右回り	34,097	51,340	17,243
	左回り	31,580	44,960	13,380
山交バス	南回り	20,432	29,127	8,695
乗合タクシー		8,410	8,377	-33
合計		211,362	232,023	20,661

<達成状況・分析>

・2020年と比較し約20千人増加している。

・主な増加要因は市民バス右回り、左回り及び山交バス南回りの利用者増加による。南回り線を除く山交バス路線は利用者が減少しているが、小松線の廃止や小野川線、上郷線の減便による影響も想定される。

<評価・次年度に向けての課題や取組>

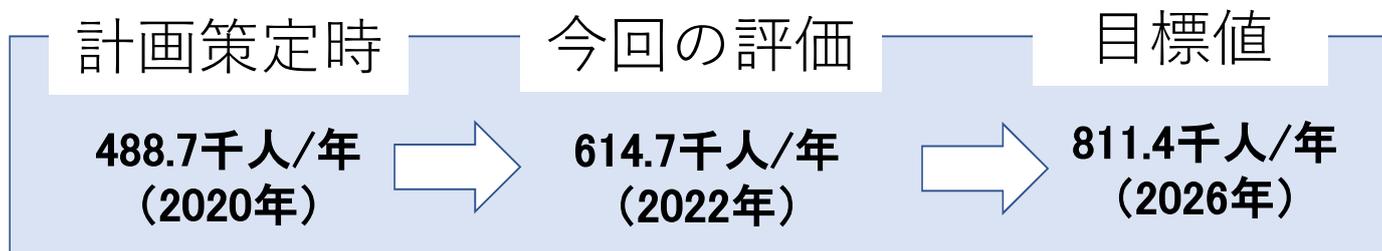
・市民バス右回り、左回り及び山交バス南回り(現学園都市線)については利用者数が増加しているため、利用状況等からルートやダイヤについてより利用しやすいものへと見直しを図り、更なる利用者増加を目指す。

・乗合タクシーの運行エリアを拡大し、利用者数増加を目指す。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標3:圏域連携・都市間連携。事業者間連携の維持・活性化

指標・数値目標「広域的な公共交通の年間利用者数（鉄道：米沢駅）」



<参考>

指標としている数値は「山形県の鉄道輸送」における「米沢駅」の乗車人数であり、3年に1度の公表のため、2023年度は未公表。

年度	2019年	2020年	2021年	2022年
利用者数(千人)	811.4	488.7	538.7	614.7

<達成状況・分析>

新型コロナウイルス感染症の影響で2019年よりも大幅に利用者は減っているものの2020年以降は毎年利用者数は増加している。2020年から2022年にかけて126千人増となっている。

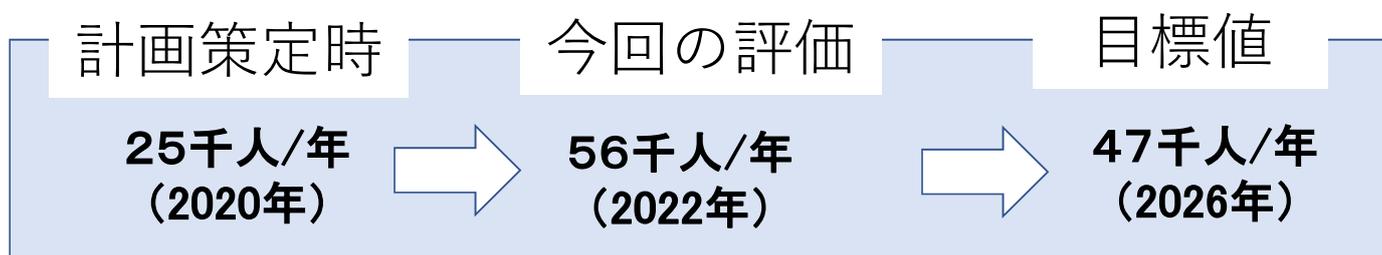
<評価・次年度に向けての課題や取組>

市内を運行するバス路線の見直しを図り、鉄道との接続性を向上させることで、アフターコロナにおける観光需要での公共交通利用を促進する。特に令和6年度から運行を開始した山交バス白布小野川線については新幹線との接続を意識したダイヤ設定となっているので観光サイドとも連携を図り利用者数増加を目指す。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標3:圏域連携・都市間連携。事業者間連携の維持・活性化

指標・数値目標「広域的な公共交通の年間利用者数（高速バス米沢～仙台線）」



	高速バス米沢～仙台線利用者数
2019年	68,305
2020年	25,975
2021年	32,355
2022年	50,066
2023年	56,214

<達成状況・分析>

・2019年と比較すると12千人減少しているが2020年以降は毎年増加しており、目標値を達成している。コロナ禍での利用者数の落ち込みが順調に回復してきている。

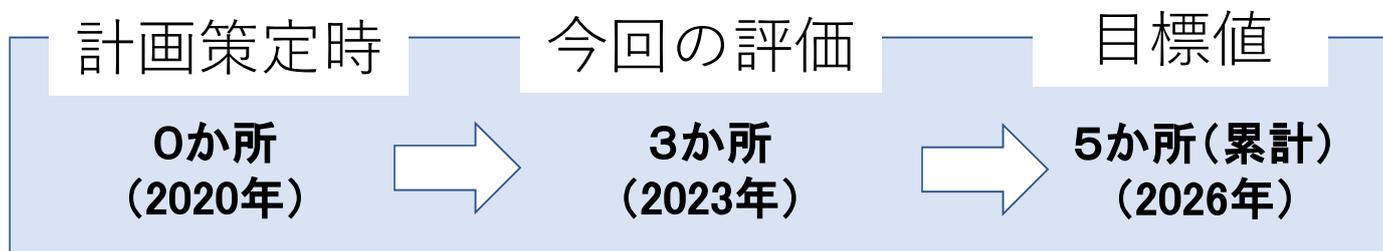
<評価・次年度に向けての課題や取組>

・上杉神社前バス停について環境改善と利便性の向上を図った。引き続き目標値以上を維持しつつ利用拡大にむけて取り組みを進めていく。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標4:公共交通の利用しやすさ・わかりやすさの向上

指標・数値目標「バス待ち環境の改善箇所」



<達成状況・分析>

・市立病院の開院に合わせてバス停位置を病院内へ変更したことで改善箇所が1か所増加した。

<評価・次年度に向けての課題や取組>

- ・2024年4月からバス停見守り隊事業を開始し、すでに6カ所のバス停で見守り隊の認定を行っており、引き続き見守り隊認定数増加を目指す。
- ・山形大学工学部前バス停及びイオン米沢店前バス停に上屋を設置しバス待ち環境の改善を図る。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標5:生活の基盤となる公共交通の持続性の向上

指標・数値目標「地域協働に向けた協議地区数」



年度	該当地区	累計協議地区数
2022	六郷、南原、三沢	3地区
2023	六郷、南原、三沢、南部（一部）	4地区

<達成状況・分析>

・六郷地区に続いて協議を行っていた南原地区、三沢地区及び南部地区（一部）において2024年4月から乗合タクシーの運行を開始したし、六郷地区に関しては利用者からの要望等を踏まえ見直しを行った。

<評価・次年度に向けて課題や取組>

・残りの地区について勉強会は行ったものの地区での組織化まで進めていない状況であったので、組織化や協議の進め方について協力し、協議地区数の増加を目指す。

資料 8

米沢市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 米沢市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を米沢市金池五丁目2番25号米沢市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 米沢市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 学識経験者
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省東北運輸局
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、米沢市副市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から互選する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって該当委員の出席とみなす。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提供又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第11条 協議会は、公共交通政策に関する識見を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、第3条各号に掲げる業務等について、必要な助言を行うものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、米沢市企画調整部地域振興課に置く。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局においてこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年5月31日から施行し、改正後の米沢市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。